

2025 育児・介護休業法の改正に対応

# ジョイブ静岡で 柔軟な働き方を実現しませんか



育児・介護休業法改正により、令和7年10月から企業には「柔軟な働き方を実現するための措置」を講ずる必要があります。



3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に対する措置

- ① 始業時刻等の変更
- ② テレワーク等（10日以上/月）
- ③ 保育施設の設置運営等（利用支援を含む）
- ④ 養育両立支援休暇の付与（10日以上/年）
- ⑤ 短時間勤務制度

5つのうち2つ以上の措置を選択する必要があります。（全企業）

ジョイブ静岡の

「ベビーシッター補助クーポン」は

③保育施設の利用支援に該当します。



法改正に対応できていますか？

ジョイブ静岡

公益財団法人静岡市勤労者福祉サービスセンター

054-251-2318



ジョイブ静岡の詳細はこちら